

○柔道整復師の施術に係る療養費の適正化について

(昭和六一年六月六日)

(保険発第五七号)

(各都道府県民生主管部(局)保険・国民健康保険主管課(部)長あて厚生省保険局医療課長通知)
柔道整復師の施術については、本日付保発第八二号をもって厚生省保険局長から貴都道府県知事あて通知されたところであるが、柔道整復師に係る療養費の適正化について次のとおり定めたので、遺憾のないよう関係者に対して周知徹底を図られたい。

- 1 施術協定により施術料金の受取りについて受領委任形式をとる場合は、委任状の住所、氏名、委任年月日は患者の自筆によるものとし、必ず患者の押印を要することとされたいこと。
- 2 施術協定に基づき、患者から一部負担金を徴収した場合は、患者に領収書及び施術明細書を交付させるよう指導すること。
- 3 保険者に対して、特に高額施術、長期施術、濃厚施術を行っている施術者について、重点的な指導・監査の徹底を行うよう指導すること。
- 4 打撲・捻挫の施術が、初検の日から三月を超えて継続する場合は負傷部位、症状、施術の継続が必要な理由を明らかにした理由書を療養費支給申請書に添付させること。
- 5 療養費の支給決定をする際には、適宜、電話等により患者等に施術内容及び施術回数等を照会して、施術の事実確認に努めるよう指導すること。
なお、保険者に対して、必要に応じて医療費通知に柔道整復の療養費も含めるよう指導すること。